

住民投票条例案

6対17で否決!

花園－C拠点整備プロジェクトは、花園インターチェンジ周辺にアウトレットモールを誘致し、その集客力を活用した観光や農業の振興に資する施策の展開を目指しています。今議会に提出された住民投票条例案は、このプロジェクトにかかる事業費約50億円について、市費の支出の賛否を住民投票により問うというものです。

| 花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及び これに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例 | | | | | | | | | | | | | | | 採決表 | | | | | | | | |
|--|------|-----|-----|-----|-------|----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-------|-------|------|-------|------|-----|------|-----|------|---|
| 深谷同志会 | | | | | 深政クラブ | | | 深和会 | | 公明党 | | 共産党 | | 彩新 | | 深成 | | | | | | | |
| 角田義徳 | 茂木一郎 | 富田勝 | 武井一 | 清水伸 | 柴崎健 | 崎重 | 馬場雄 | 加藤利茂 | 吉田太郎 | 倉上由朗 | 高田博 | 新井清 | 仲田稔 | 五間くみ子 | 三田部恒明 | 中矢寿子 | 佐久間奈々 | 鈴木三男 | 村川浩 | 田島信吉 | 為谷剛 | 石川克正 | |
| × | × | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × |

※議長（松本政義）は可否同数でないため採決には加わらない。

-12月8日

市長より意見書を付けた住民投票条例案が議会へ提出

-12月11日

条例制定請求代表者（市民の会）による意見陳述

-12月14日

議案質疑（市長・請求代表者に対して）・討論・採決

住民投票は行われない ことになりました。

アウトレットモール誘致の事業費約50億円は民間負担とし、税は投入すべきではない。地域活性化策としての民間企業の深谷市進出は歓迎する。しかし、多額の税金を使う大規模事業では、市は事業の透明性を確保し、説明責任を果たすとともに、市民の意思を充分に反映したうえで、事業展開すべきである。

人口減少など社会情勢が厳しさを増す中、持続可能な市政運営に寄与すべく、「農業と観光の振興」や「雇用機会の創出」「自主財源の確保」という命題に取り組む施策である。

これからも引き続き、市が事業を主導する意義などの説明に努めながら、地方創生の大黒柱であるこの事業を推進してまいりたい。

投票率の規定がなく、仮に投票率が低い結果となつた場合、結果を民意として尊重するところには大きな問題が残る。

賛成

清水 修

住民投票条例の直接請求は地方自治法に明記された基本的な権利である。市長の意願書では、直接請求権は市長と議会による代表民主制を補完する制度と言っている。これは国民の基本権を無視し、市民と向き合えない政治姿勢である。今回の直接請求は発動要件である有権者の50分の1を大きく超える署名が集まっている。投票経費はかかるが、

注の多くが市内企業になり市内経済対策としても効果が表れるだろう。

賛成

村川徳浩

贊成

加藤利江

反对

石川克正

今回の署名活動は一党一派に偏ったものではなく、全ての既存政党が集い、納税者として不合理な税金の使い道を正したいという想いを持ち、無党派の方まで賛同の輪が広がっている。市長就任時の施

インターネット議会録画中継もあわせてご覧ください

12月 11日
請求代表者意見陳述

12月 14日
請求代表者への質疑
(1:23:20～)
市側への質疑
(2:43:15～)

●討論内容は要約しております

深谷市議会

検索

計画を成功させるには一度白紙に戻し、市民合意を取つてから進めるか、住民投票により、市民の総意で進めるべきである。

反対

二田部恒明

この条例案の文言では、署名活動の根拠と住民投票の目的が相違している。市民の会の皆様がご苦労されて署名を集め、条例提出につなげても、論点を変えて住民投票を行うことは看過できない。

賛成

鈴木三男

市長や議員には任期がある。深谷の将来にかかる問題や、市民の暮らしに大変影響がある問題は、直接民主主義制度である住民投票で市民の総意を確認し、市議会で決定するべきである。

●討論内容は要約してあります

(2:43:15～)
討論
(3:42:40～)
採決
(4:24:20～)

反対

二田部恒明

この条例案の文言では、署名活動の根拠と住民投票の目的が相違している。市民の会の皆様がご苦労されて署名を集め、条例提出につなげても、論点を変えて住民投票を行うことは看過できない。

賛成

鈴木三男

市長や議員には任期がある。深谷の将来にかかる問題や、市民の暮らしに大変影響がある問題は、直接民主主義制度である住民投票で市民の総意を確認し、市議会で決定するべきである。

投票率の規定がなく仮に投票率が低い結果となつた場合、結果を民意として尊重することには大きな問題が残る。

賛成

住民投票条例の直接請求は地方自治法に明記された基本的な権利である。市長の意見書では、直接請求権は市長と議会による代表民主制を補完する制度と言っている。これは国民の基本権を無視し、市民と向き合えない政治姿勢である。今回の直接請求は発動要件である有権者の50分の1を大きく超える署名が集まっている。投票経費はかかるが、

清水 修

注の多くが市内企業になり市内経済対策としても効果が表れるだろう。

賛成

村川徳浩

反対討論

(要約)